

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名： 秋田県潟上市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7%
全職員	90.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長相当職	96.9%
課長相当職	97.9%
課長補佐相当職	96.1%
係長相当職	91.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.0%
31～35年	100.8%
26～30年	91.8%
21～25年	99.8%
16～20年	99.3%
11～15年	89.0%
6～10年	101.9%
1～5年	82.0%

【説明欄】

扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は76.5%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目として、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。